

国家戦略特区 今後の運営に向けて

平成29年12月15日

秋池 玲子
坂根 正弘
坂村 健
竹中 平蔵
八田 達夫

1、規制の「サンドボックス」制度の具体的設計

- ・ 規制の「サンドボックス」制度については、次期通常国会への法案提出に向け、制度設計の最終段階である。以下の3点を確保することが重要である。

① 国家戦略特区の枠組みのもと、実証事業の認定と事後監視の仕組み(評価・監視機関の設置)を設け、事前規制は撤廃ないし最小限とする(規制の特例措置)。

② 改正法において、少なくとも以下の特例措置を設ける。

ア) 自動走行： 認定された実証事業の計画の範囲内であれば(※)、道路交通法に基づく道路使用許可、道路運送車両法上の保安基準への適合がなされたものとみなす。

イ) 自動飛行： 認定された実証事業の計画の範囲内であれば(※)、航空法に基づく許可・承認がなされたものとみなす。

ウ) 電波利用： 認定された実証事業の計画の範囲内であれば(※)、電波法に基づく無線局免許がなされたものとみなす。

(※) 実証事業における安全性の確保などについて、国による計画認定プロセスの中で、専門的見地に基づき確認を行うことが前提。

③ 実証事業の認定は、区域会議のもとで評価・監視機関の支援を得つつ、国と自治体が一体となって、スピーディに進めることのできる簡素な仕組みとする。

- 改めていうまでもなく、国家戦略特区の制度の根幹は、国主導で、自治体・民間と一体となり、スピード重視で岩盤規制改革に切り込むことである。

「サンドボックス」は、国家戦略特区の中で、さらに先鋭的な改革に取り組むための実験場である。上記の制度の根幹(国主導、スピード重視)を維持し、さらに強化して設計すべきことは当然である。

自治体任せでは、岩盤規制改革も先端的な技術実証もできない。また、何段階もの複雑な手続では、スピードを損なう。

- 現時点で、政府内で以下の点につき調整を続けている。早急に結論を得る必要がある。

<①特例措置>

特区WG	国土交通省、警察庁、総務省
<p>特例措置を法定すべき。</p> <p>これまで、運用による対応だけでは不十分だった。</p>	<p>法令上の特例措置は不要。</p> <p>↓</p> <p>運用によって対応可能。</p> <p>↓</p> <p>認定プロセスなどの制度が未定のため、検討困難。</p>

<②実証事業の認定プロセス>

特区WG	内閣府
<p>国家戦略特区の従来の枠組みどおり、</p> <p>1) 区域会議(国・自治体に参加)で、実証事業の計画策定</p> <p>↓</p> <p>2) 国による計画認定</p>	<p>1) 区域会議(国・自治体に参加)で実証事業の計画策定(事業主体は含まない)</p> <p>↓</p> <p>2) 国による計画認定</p> <p>↓</p> <p>3) 事業者が申請</p> <p>↓</p> <p>4) 自治体または担当大臣による事業者認定</p>

2、岩盤規制改革の続行

- ・ サンドボックス以外にも、さらなる岩盤規制改革を断行すべきである。
特区自治体からは、例えば以下の事項をはじめ、数多くの規制改革提案がなされている。早急に実現に向け、関係省との協議を進めるべきである。
 - ア) 外国人美容師・外国人調理師の受入れ(大阪府など)
 - イ) 外国人産業人材の受入れ(愛知県)
 - ウ) 待機児童対策に係る更なる規制緩和(大阪市)

3、その他

- ・ 沖縄県については、国家戦略特区の役割は終了したものと考えられ、中間評価を直ちに行うべきである。沖縄の活性化の方策は、別途検討されるべきである。一方で、新たな提案募集の結果も踏まえ、第四次指定に向けた準備を進めるべきである。
- ・ 国家戦略特区の透明性向上と機能強化は、前回会議(9月)での民間議員ペーパーに沿って、着実に推進すべきである。特区ワーキンググループの運営細則は、これまでの議事公開などの運営ルールをそのまま明文化したところである。
- ・ 事務局の機能について、強い危惧を有している。提案者の立場に立って、岩盤規制改革を続行することのできる体制を、早急に構築しなおす必要がある。